



「不正競争防止法」の改正

2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会は、「不正競争防止法」(以下、「不競法」という)の改正法を公布した。同法は2018年1月1日より施行される。

改正法を旧法と比べて、以下の主要な改正内容がある。

1. 総則部分では、主に「経営者」の概念を改正し、法執行機関の権限を明確にした。

- ①不競法の「経営者」の概念を独占禁止法(以下、「独禁法」という)の規定と一致させ、法律の調整範囲を拡大した。
- ②不競法の法執行体系を統一にした。総則部分では国务院の権能をはじめて明記し、政府、工商行政管理部門及び関連部門のそれぞれの権能もより明確に規定した。
- ③現在の実務状況を踏まえて、不正競争行為について更に明確に規定した。

2. 7種類の不正競争行為を修正し、5種類の不正競争行為と独占行為を削除した。

- ①「商標法」に関連内容が既に定められたので、旧法の第5条第(一)号における他人の登録商標を詐称する行為を削除した。旧法の第5条第(四)号「商品の上に品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造、盗用し、又は原産地を偽造し、商品品質につき誤認を生じさせる虚偽表示をすること」との規定を削除し、かかる行為に関する規定は改正法の8条における「虚偽的な又は誤認を生じさせる商業宣伝」等に係る規定に含まれた。
- ②法律の保護を受けられる商業標識の範囲を拡大し、商品の名称、包装、装飾などと類似する標識、ドメインネームの要部、ウェブサイトの名称などを保護範囲に入れた。改正法の第6条には、無断で他人の標識を使用する範囲を限定し、「知名」の表現を「一定の影響を有する」に改正した。
- ③概念列挙の方法で商業賄賂の概念及び典型的な商業賄賂行為を明確にした。
- ④「広告法」との区別を明確化し、広告経営者等に係る規定を削除した。また、改正法第8条にいう「虚偽宣伝」には、虚偽的な商業宣伝の他に、誤解を生じさせる商業宣伝も明確に含まれた。また、実務中、電子取引における虚偽宣伝の深刻な状況踏まえて、改正法には虚偽宣伝の具体的な内容について明確にした。
- ⑤改正法の第10条には、「景品付販売」の概念を「懸賞販売促進」へ改正し、不正な懸賞景品付販売の表現形式をさらに補充した。経済発展状況に基づき、抽選式の懸賞販売促進の最高奨励金額を引き上げた。

- ⑥改正法の第 11 条には、商業的名誉侵害行為について、「誤認させやすい情報を作り、広める」との内容を追加した。それに、第 23 条には、侵害行為についての罰則も明確にした。
- ⑦営業秘密侵害行為について、改正法の第 15 条には、関連部門が調査する際に知りえた営業秘密について秘密保持義務を有する規定を追加した。
- ⑧独禁法に関連内容が既に定められたので、公用企業の競争制限行為、抱合わせ販売行為、不当な廉売行為、行政性独占行為を制限する等に係る規定を削除した。また、入札関連法律に関連内容が既に定められたので、不正入札に関する規定を削除した。

3. インターネット関連の不正競争行為を追加した。

インターネット上の技術手段を利用して、インターネットにおける他の経営者及びユーザを妨害・制限・影響するとの不正競争行為を追加した。しかも、不競法が市場競争を保護する基礎的役割及び将来的に生じ得る新型の不正競争行為を規範化するために、第 12 条(4)号の一般条項も追加した。

4. 不正競争行為についての法執行機関の監督調査に係る手段を強化し、侵害者の法的責任を加重した。

改正法では、法執行機関が不正競争行為について監督調査を行う際、不正競争行為に係る金品に対する差し押えの権限、不正競争行為に関する経営者の銀行口座への調査の権限などを与えることを通じて、法執行機関の監督調査に係る手段を強化した。また、不正競争行為への法定の最高罰金は 300 万円まで引き上げ、不正競争行為について侵害者の法的責任を加重した。

◆ 条文対比

| 旧法 | 改正法 |
|---|---|
| <p>第 1 条</p> <p>社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励及び保護し、不正競争行為を制止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するため、本法を制定する。</p> | <p>第 1 条</p> <p>社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励及び保護し、不正競争行為を制止し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するため、本法を制定する。</p> |
| <p>第 2 条</p> <p>経営者は市場取引の中で、自由意志、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道</p> | <p>第 2 条</p> <p>経営者が生産・経営活動の中で、自由意志、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、法律及</p> |

| | |
|--|---|
| <p>徳を遵守しなければならない。</p> <p>本法にいう不正競争とは、経営者が本法に違反して他の経営者の合法的な権益を損害し、社会経済秩序を攪乱する行為をいう。</p> <p>本法にいう経営者とは、商品の経営或いは営利性のサービス(以下「商品」という場合はサービスを含む)に従事する法人、その他の経済組織及び個人をいう。</p> | <p>び商業道徳を遵守しなければならない。</p> <p>本法にいう不正競争行為とは、経営者が生産・経営活動の中で、本法に違反し、市場競争秩序を攪乱し、他の経営者又は消費者の合法的な権益を損害する行為をいう。</p> <p>本法にいう経営者とは、商品の生産、経営又はサービス(以下にいう「商品」はサービスを含む)の提供に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。</p> |
| <p>第3条</p> <p>各クラスの人民政府は措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を作り出さなければならない。</p> <p>県クラス以上の人民政府の工商行政管理部門は不正競争行為に対し監督調査を行う。法律、行政法規にその他の部門が監督調査を行うという規定がある場合、当該規定に従う。</p> | <p>第3条</p> <p>各クラスの人民政府は措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を作り出さなければならない。</p> <p>国務院は不正競争行為防止の協調メカニズムを構築し、不正競争行為防止の重大な政策を検討・決定し、市場での競争秩序を維持するための重大な課題に協調・処理する。</p> <p>第4条</p> <p>県クラス以上の人民政府の工商行政管理職責を履行する部門は不正競争行為に対し摘発をする。法律、行政法規が他の部門による摘発を規定している場合、当該規定に従う。</p> |
| <p>第4条</p> <p>国はいかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。</p> <p>国家機関の職員は不正競争行為を支持、庇護してはならない。</p> | <p>第5条</p> <p>国はいかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。</p> <p>国家機関及びその職員は不正競争行為を支持、庇護してはならない。</p> <p>業界組織は業界自律を強化し、法により会員を指導、規範し、市場の競争秩序を維持しなければならない。</p> |



| | |
|--|---|
| <p>第 2 章 不正競争行為</p> | <p>第 2 章 不正競争行為</p> |
| <p>第 5 条</p> <p>経営者は以下に掲げる不正手段で市場取引をし、競争相手に損害を与えてはならない。</p> <p>(一)他人の登録商標を詐称すること；</p> <p>(二)無断で知名商標の特有な名称、包装、装飾を使用し、又は知名商品と類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の知名商品と混同させ、購入者にそれは当該知名商品であるとの誤認を生じさせること；</p> <p>(三)無断で他人の企業名称又は姓名を使用して、それは当該他人の商品であるとの誤認を生じさせること；</p> <p>(四)商品の上に品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造、盗用し、又は原産地を偽造し、商品品質につき誤認を生じさせる虚偽表示をすること。</p> | <p>第 6 条</p> <p>経営者は、以下に掲げる混同行為を実施し、他人の商品又は他人と特定な関係があるとの誤認を生じさせてはならない：</p> <p>(一)無断で他人の一定の影響を有する商品の名称、包装、装飾など同一又は類似する標識を使用すること；</p> <p>(二)無断で他人の一定の影響を有する企業名称(略称、屋号などを含む)、社会組織名称(略称など含む)、姓名(ペンネーム、芸名、翻訳名など含む)を使用すること；</p> <p>(三)無断で他人の一定の影響を有するドメインネームの要部、ウェブサイトの名称、ウェブページなどを使用すること；</p> <p>(四)他人の商品又は他人と特定な関係があるとの誤認を十分に生じさせるその他の混同行為。</p> |
| <p>第 6 条</p> <p>公共企業又は他の法により独占的地位を有している経営者は、他人を制限してその指定する経営者の商品を購入させ、他の経営者の公正競争を制限してはならない。</p> | <p>削除</p> |
| <p>第 7 条</p> <p>政府及び所属部門は行政権力を濫用して、他人を制限し、その指定する経営者の商品を購入させ、他の経営者の正当な経営活動を制限してはならない。</p> <p>政府及び所属部門は行政権力を濫用して、他の地方の商品が当地市場に参入、又は当地の商品がその他の地方の市場に参入すること</p> | <p>削除</p> |



| | |
|--|--|
| <p>を制限してはならない。</p> | |
| <p>第 8 条</p> <p>経営者は金品又は他の贈賄手段を用いて、商品を販売又は購入してはならない。相手組織又は個人に未記帳の割引金を与えた場合、贈賄行為とみなして処罰される。相手組織又は個人は未記帳の割引金を受け取った場合、収賄行為とみなして処罰する。</p> <p>経営者は商品を販売又は購入する場合、明示の方式によって相手方に割引を与え、仲介人にコミッションを与えることができる。経営者は相手方に割引を与え、仲介人にコミッションを与えた場合、必ずありのままに記帳しなければならない。割引又はコミッションを受け取った経営者は必ずありのままに記帳しなければならない。</p> | <p>第 7 条</p> <p>経営者は金品又は他の手段を用いて以下に掲げる組織又は個人を賄賂して、取引機会又は競争優位を獲得してはならない：</p> <p>(1) 取引相手方の職員；</p> <p>(2) 取引相手方の委託を受けた関連事務手続きの組織又は個人；</p> <p>(3) 職権又は影響力を利用して取引に影響できる組織又は個人。</p> <p>経営者は取引活動の中で、明示の方式によって取引相手方に割引を与え、仲介者にコミッションを与えることができる。経営者は取引相手方に割引を与え、仲介者にコミッションを与えた場合、ありのままに記帳しなければならない。割引、コミッションを受け取った経営者はありのままに記帳しなければならない。</p> <p>経営者の職員が賄賂を行った場合、経営者の行為と認定しなければならない。但し、経営者は証拠をもって当該職員行為が経営者の取引機会又は競争優位の獲得と関係がないことを証明できる場合、この限りではない。</p> |
| <p>第 9 条</p> <p>経営者は広告又はその他の方法を利用して商品の品質、制作成分、性能、用途、生産者、有効期間、産地などに対して誤認を生じさせる虚偽宣伝を行ってはならない。</p> <p>広告経営者は知っている又は知りうるべき状況下で、虚偽の広告を代理、設計、制作、公布してはならない。</p> | <p>第 8 条</p> <p>経営者は当該商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザの評価、受賞などによる虚偽的な又は誤認を生じさせる商業宣伝を行い、消費者を騙し、惑わしてはならない。</p> <p>経営者は虚偽の取引をするなどの方法により、他の経営者が虚偽的な又は誤認を生じさせる商業宣伝を行うことを助けてはならない。</p> |
| <p>第 10 条</p> | <p>第 9 条</p> |

| | |
|---|--|
| <p>経営者は以下に掲げる手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。</p> <p>(一)窃盗、誘引、脅迫又はその他の不正手段により権利者の営業秘密を獲得すること；</p> <p>(二)前項に定める手段で獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること；</p> <p>(三)取り決め又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その保持している営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は前項に該当する違法行為であることを知っている又は知りうる状況下で、他人の営業秘密を獲得、使用、又は開示した場合、営業秘密の侵害とみなされる。</p> <p>本条にいう営業秘密とは、公衆に知られていない、権利者に経済利益をもたらすことのできる、実用性を有する、又は権利者が秘密保持措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p> | <p>経営者は以下に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならない：</p> <p>(1)窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を得ること；</p> <p>(2)前項の手段で獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること；</p> <p>(3)取り決め又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その保持している営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。</p> <p>第三者は営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の組織、個人が前項に掲げる違法行為を実施していることを知っている又は知りうる状況下で、他人の営業秘密を獲得、使用、又は開示した場合、営業秘密の侵害とみなされる。</p> <p>本条にいう営業秘密とは、公衆に知られていない、商業価値があり、かつ、権利者が秘密保持措置を取った技術情報及び経営情報をいう。</p> |
| <p>第 11 条</p> <p>経営者は競争相手を排除することを目的としてコストを割る価格で商品を販売してはならない。</p> <p>以下の状況の一つに該当する場合は、不正競争行為とみなさない。</p> <p>(一)新鮮又は生鮮商品を販売すること；</p> <p>(二)有効期限が切れようとしている商品、又はその他滞積商品を売りさばくこと；</p> <p>(三)季節性の値下り；</p> <p>(四)債務弁済、転業、営業停止などにより値下げをして商品を販売すること。</p> | <p>削除</p> |
| <p>第 12 条</p> | <p>削除</p> |



| | |
|--|--|
| <p>経営者は商品を販売するとき、購入者の意思に背いて商品の抱き合わせ販売をし、又はその他不合理な条件をつけてはならない。</p> | |
| <p>第 13 条</p> <p>経営者は以下に掲げる懸賞景品付販売をしてはならない。</p> <p>(一)懸賞があることを偽り、又は意図的に内定者に懸賞を得させる詐欺方式を用いて懸賞景品付販売をすること;</p> <p>(二)懸賞景品付販売の手段を利用して品質悪い商品を高価格で販売すること;</p> <p>(三)抽選式による懸賞景品付販売の場合、最高賞の金額は 5000 元を超えること。</p> | <p>第 10 条</p> <p>経営者は懸賞景品付販売をするとき、以下に掲げることをしてはならない:</p> <p>(1)懸賞の種類、景品交換条件、賞金の金額又は商品など懸賞景品付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼすこと;</p> <p>(2)懸賞があると偽り、又は意図的に内定者に懸賞を得させる詐欺方式を用いて懸賞景品付販売をすること;</p> <p>(3)抽選式による懸賞景品付販売の場合、最高賞の金額は5 万元を超えること。</p> |
| <p>第 14 条</p> <p>経営者は虚偽の事実を捏造、散布して、競争相手の商業名誉、商品の評判を侵害してはならない。</p> | <p>第11条</p> <p>経営者は虚偽の情報又は誤認させやすい情報を作り、広めて、競争相手の商業名誉や商品の評判を侵害してはならない。</p> |
| <p>第15条</p> <p>入札者は入札談合し、入札の価格の引上げ或は引下げをしてはならない。</p> <p>入札者と応札者は結託し、競争相手の公正な競争を排除してはならない。</p> | <p>削除</p> |
| <p>新設</p> | <p>第 12 条</p> <p>経営者はインターネットを利用して生産・営業活動に従事しているとき、本法の各規定を遵守しなければならない。</p> <p>経営者は技術的手段を利用して、ユーザの選択に影響を及ぼすこと、又はその他の方式で、下記に掲げる他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運行</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>を妨害、破壊してはならない：</p> <p>(1)他の経営者の同意を得ずに、その合法的に提供されているインターネット商品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に目的先に移動させること；</p> <p>(2)ユーザを誘導、詐欺、脅迫して、他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスを変更、閉鎖、アンインストールすること；</p> <p>(3)悪意により他の経営者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスとの互換性をなくすこと；</p> <p>(4)その他、他の経営者が合法的に提供するインターネット商品或はサービスの正常な運行を妨害、破壊すること。</p> |
| <p>第 3 章 監督調査</p> | <p>第 3 章 被疑不正競争行為への調査</p> |
| <p>第16条</p> <p>県クラス以上監督検査部門は不正競争行為に対し、監督調査を行うことができる。</p> | <p>削除</p> |
| <p>第 17 条</p> <p>監督検査部門は不正競争行為を監督、調査するとき、以下に掲げる職権を行使することができる。</p> <p>(1)定められた手続で調査を受ける経営者、利害関係者、証明者に尋問し、証明資料又は不正競争行為に関するその他の資料を提供するよう要求すること；</p> <p>(2)不正競争行為に関する協議、帳簿、伝票、書類、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を調査、複製すること；</p> <p>(3)本法の第5条に定められる不正競争行為に関する金品を調査するとき、必要がある場合、調</p> | <p>第13条</p> <p>監督検査部門が被疑不正競争行為を調査する場合、下記に掲げる措置を取ることができる：</p> <p>(1)被疑不正競争行為の事業所に立ち入り、調査を実施すること；</p> <p>(2)調査を受ける経営者、利害関係者及びその他の関係組織、個人に尋問し、当該関係状況の説明、又は調査を受ける行為に関係するその他の資料の提供を要求すること；</p> <p>(3)被疑不正競争行為に関する協議、帳簿、伝票、書類、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を調査、複製すること；</p> <p>(4)被疑不正競争行為に関係する金品を封印、</p> |

| | |
|---|---|
| <p>査を受ける経営者に当該商品の出所及び数量を説明し、販売を一時停止し、調査を待ち、当該金品を移転、隠匿、消滅してはならないよう命じる。</p> | <p>差押えること； (5)被疑不正競争行為の経営者の銀行口座を調査すること。 前項に定められる措置をとる場合、監督検査部門の主要責任者に書面で報告するとともに許可を得なければならない。上記の第4号、第5号に定められる措置をとる場合、区を設ける市クラス以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面で報告し、許可を得なければならない。</p> |
| <p>第 18 条 監督検査部門の職員は不正競争行為を監督、調査するとき、調査証明を提示しなければならない。</p> | <p>監督検査部門は被疑不正競争行為を調査するとき、「中華人民共和国行政強制法」及びその他の関係法律、行政法規の規定を遵守し、その処分結果を速やかに社会に公開しなければならない。</p> |
| <p>第 19 条 監督検査部門が不正競争行為を監督、調査するとき、調査を受ける経営者、利害関係者及び証明者は関係資料又は状況をありのままに提供しなければならない。</p> | <p>第 14 条 監督検査部門が被疑不正競争行為を調査するとき、調査を受ける経営者、利害関係者及びその他の関係組織、個人は関係資料又は状況をありのままに提供しなければならない。</p> |
| <p>新設</p> | <p>第 15 条 監督検査部門及びその職員は調査手続きにおいて知りえた営業秘密について守秘義務を負う。</p> |
| <p>新設</p> | <p>第16条 被疑不正競争行為に対して、如何なる組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は通報を受けた後、法により、速やかに処理しなければならない。 監督検査部門は通報を受理する電話、ポスト又は電子メールアドレスを社会に公開し、且つ</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>通報人の秘密を保持しなければならない。実名により、通報し且つ関連事実及び証拠が提供された場合、監督検査部門は処理結果を通報人に知らせなければならない。</p> |
| <p>第 4 章 法律責任</p> | <p>第4章 法律責任</p> |
| <p>第 20 条</p> <p>経営者は本法の規定に違反して被害経営者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。被害経営者に対する損失が計算しにくい場合、賠償金額は侵害者が侵害期間内に侵害行為により得た利潤とする。また、被害経営者が自分の合法的な権益を侵害した当該経営者の不正競争行為を調査したために支出した合理的な費用を当該経営者より負担しなければならない。</p> <p>被害経営者はその合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、裁判所に訴訟を提起することができる。</p> | <p>第17条</p> <p>経営者は本法の規定に違反して他人に損害を与えた場合、民事上の責任を負わなければならない。</p> <p>経営者の合法的権益が不正競争行為により損害を受けた場合、裁判所に訴訟を提起することができる。</p> <p>不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償金額は、その権利侵害を受けた実際の損害により確定する。実際の損害が計算しにくい場合、侵害者が侵害により獲得した利益で確定する。賠償金額には経営者が権利侵害行為を止めさせるために支出した合理的な費用が含まなければならない。</p> <p>経営者が本法の第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害されたことで実際に損害を受けたとき、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定しにくい場合、裁判所は権利侵害の情状に基づき権利者に300 万元以下の賠償を与える。</p> |
| <p>第 21 条</p> <p>経営者は他人の登録商標を盗用し、無断で他人の企業名称又は姓名を使用し、品質認定標識、優秀著名標識など品質標識を偽造し又</p> | <p>第18条</p> <p>経営者が本法第6 条の規定に違反して混同行為を実施した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法営</p> |



| | |
|---|---|
| <p>は盗用し、原産地を偽造して、商品の品質につき誤解させる虚偽表示をした場合、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国産品品質法」の規定に従って処罰される。</p> <p>経営者は無断で知名商品の特有な名称、包装、装飾を使用し、又は知名商品と類似する名称、包装、装飾を使用して他人の知名商品と混同させ、購入者に当該知名商品であるとの誤認を生じさせた場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない。情状により、違法所得の1倍以上 3 倍以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、営業許可証を取り消すことができる。虚偽又は品質悪い商品を販売して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p> | <p>業額が5万元以上の場合、違法営業額の5倍以下の罰金を併科することができる。違法営業額がない又は違法営業額が5 万元未満の場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。情状が深刻な場合、営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>経営者は登録した企業名称(商号)が本法第6条の規定に違反した場合、速やかに名称変更登録手続きをしなければならない。名称変更が完了されるまで、担当企業登録機関は当該名称を統一社会信用コードで代替する。</p> |
| <p>第 22 条</p> <p>経営者は金品又はその他の手段を用いて贈賄することにより商品を販売し又は購入して犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、監督検査部門は情状により、1 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合、没収する。</p> | <p>第19条</p> <p>経営者が本法第7 条の規定に違反して他人に贈賄した場合、監督検査部門は違法所得を没収し、10 万元以上300 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、営業許可証を取消す。</p> |
| <p>第 23 条</p> <p>公共企業又は法により独占的地位を有する経営者が、他人を制限し、その指定する経営者の商品を購入させることで、その他の経営者の公正な競争を排除した場合、省クラス或いは区を設る市の監督検査部門は違法行為の停止を命じ、情状により5万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。指定された経営者は指定により品質悪い商品を高価格で販売し、又は費用をみだりに徴収した場合、監督検査部門は</p> | <p>削除</p> |

| | |
|--|---|
| <p>違法所得を没収しなければならず、情状により違法所得の2倍以上3倍以下の罰金を科することができる。</p> | |
| <p>第 24 条 経営者は広告又はその他の方法を用いて商品につき誤解させる虚偽宣伝を行った場合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を解消するよう命じなければならず、情状により、1 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。 広告経営者は知っている又は知りうるべき状況下で、虚偽の広告を代理、設計、制作、公布する場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、且つ法により処罰する。</p> | <p>第20条 経営者が本法第8条の規定に違反して当該商品につき虚偽的な若しくは誤解させる商業宣伝を行った場合、又は経営者は虚偽の取引をするなどの方法により、他の経営者の虚偽的な若しくは誤認を生じさせる商業宣伝を行うことを助ける場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、20 万元以上100 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、100 万元以上200 万元以下の罰金を科す。 経営者が本法第 8 条の規定に違反し、虚偽広告の発表に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づき処罰する。</p> |
| <p>第 25 条 本法第 10 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状によって 1 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。</p> | <p>第 21 条 経営者が本法第9 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上50 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科す。</p> |
| <p>第 26 条 経営者が本法第 13 条の規定に違反して懸賞景品付販売をする場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状によって 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる。</p> | <p>第22条 経営者が本法第10 条の規定に違反して懸賞景品付販売をする場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、5 万元以上50 万以下の罰金を科す。</p> |
| <p>新設</p> | <p>第23条 経営者が本法第11 条の規定に違反して競合相手の商業名誉や商品の評判を損害した場</p> |



| | |
|--------|--|
| | 合、監督検査部門は違法行為を停止し、影響を解消するよう命じ、10 万元以上50 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上300 万元以下の罰金を科す。 |
| 新設 | 第24条 経営者が本法第12 条の規定に違反して他の経営者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運行を妨害、破壊した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上50 万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上300万元以下の罰金を科す。 |
| 新設 | 第25条 経営者が本法の規定に違反して不正競争を行った場合、違法行為の危害結果を積極的に解消、軽減するなどの法定の情状に該当する場合、法により行政処罰を軽くし又は軽減する。違法行為が軽微であり、且つ速やかに是正し、危害結果が生じなかった場合、行政処罰をしない。 |
| 新設 | 第26条 経営者が本法の規定に違反して不正競争を行った場合、行政処罰を受けた場合、監督検査部門は信用情報を記録し、且つ関連法律、行政法規の規定に基づき公示する。 |
| 新設 | 第 27 条 経営者が本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない、その財産で弁済が足りない場合、民事責任を負うことを優先にする。 |
| 第 27 条 | 削除 |



| | |
|---|--|
| <p>入札者が入札談合をして入札の価格を引き上げたり、価格を引き下げたりしたり、入札者が入札を募るものと結託して競争相手の公平競争を排除した場合、その落札は無効とする。監督検査部門は情状によって1万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。</p> | |
| <p>第28条 経営者が一時販売を停止し、且つ不正競争行為に関する金品を移転、隠匿、消滅してはならないとの命令に違反した場合、監督検査部門は情状によって販売、移転、隠匿、消滅された金品の価格の1倍以上3倍以下の罰金を科すことができる。</p> | <p>第28条 本法により監督検査部門が職責を履行することを妨害し、調査を拒絶・阻害した場合、監督検査部門は是正を命じ、個人に対して5千元以下の罰金、組織に対して5万元以下の罰金を科し、公安機関により治安管理处罰を下すことができる。</p> |
| <p>第29条 当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、処罰決定書の受領日から15日以内に上クラスの主管機関に不服申立をすることができる。不服申立の決定に不服がある場合、不服申立決定書の受領日から15日以内に裁判所に提訴することができる、又は直接裁判所に提訴することもできる。</p> | <p>第29条 当事者は監督検査部門の下した処罰決定に不服がある場合、法により行政不服申立又は行政訴訟を提起することができる。</p> |
| <p>第30条 政府及びその所属部門は本法第7条の規定に違反して他人を制限してその指定経営者の商品を購入させ、その他の経営者の正当な経営活動を制限し、又は商品が地域間を正常に流通することを制限した場合、上クラスの機関は是正を命じる。情状が深刻な場合、同クラス又は上クラスの機関は直接責任者に行政処分をする。被指定の経営者が指定により品質悪い商品を高価格で販売し、又は費用をみだりに徴</p> | <p>削除</p> |



| | |
|---|--|
| <p>収した場合、監督管理部門は違法所得を没収しなければならず、情状により違法所得の2倍以上3倍以下の罰金を科すことができる。</p> | |
| <p>第 31 条 不正競争行為を監督、調査する国家機関の職員は職権を濫用し、職務を怠り、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、行政処分を与える。</p> | <p>第 30 条 監督検査部門の職員は職権を濫用し、職務を怠り、私利をむさぼり汚職をはたらき、又は調査手続き中に知り得た営業秘密を漏洩した場合、法により処分する。</p> |
| <p>第32条 不正競争行為を監督、調査する国家機関の職員は、私利をむさぼり汚職をはたらき、本法に違反し犯罪を構成した経営者であると知っている状況下で故意に庇護して起訴を逃げさせた場合、法により刑事責任を追及する。</p> | |
| <p>新設</p> | <p>第31条 本法の規定に違反して、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。</p> |
| <p>第 5 章 付則</p> | <p>第 5 章 付則</p> |
| <p>第 32 条 本法は、1993 年 12 月 1 日より施行する。</p> | <p>第 32 条 本法は、2018年1月1日より施行する。</p> |